

クレピコ端末保守サービス規約（メーター連動端末版）

第1条（目的等）

1. 本規約は、カード会社、又はジェイデビットサービス提供の金融機関もしくは決済代行業者（以下、金融機関等といいます）の加盟店（以下加盟店といいます）に対し、セイコーソリューションズ株式会社（以下クレピコ事業者といいます）が、クレピコ事業者の端末（以下クレピコ端末といい別紙に記載するもの）に対して提供する保守サービス（以下本保守サービスといいます）について、その内容と提供条件について規定するものです。
2. 加盟店は、本保守サービスに関して、本規約に従うことと承認し、これを遵守することを約します。

第2条（本保守サービスの定義）

本保守サービスはタクシー用入替保守パックにより構成されており、保守対象は、決済機、通信機器、電源ボックスを対象範囲とし、その他の製品、部品については消耗品扱いとします。なお、保守対象製品の交換工賃は保守パックには含まれないものとします。

- ・先出しセンドバック方式によりクレピコ端末の保守を行います。
- クレピコ事業者に対し交換依頼をする場合は、クレピコ事業者に対し交換対象であるクレピコ端末を送付するものとします。クレピコ事業者は、加盟店宛てに当該クレピコ端末（入替機）を送付し、保守を完了します。
- ・入替機は、クレピコ事業者が、正常動作を保証したクレピコ端末とし、必ずしも新品とは限らないものとします。

第3条（無償交換の範囲）

クレピコ事業者は、通常の使用状態において発生した本製品等の故障について、クレピコ事業者の負担として、無償にて端末交換を提供します。但し、以下の場合には有償交換するものとします。

- ・本機器等の加盟店の過失による破損・故障
- ・通常の仕様では起こりえない原因（不適当な使用・管理）による故障
- ・クレピコ事業者指定外の部品又は消耗品の仕様による故障
- ・決済端末保守申込書に記載された「利用開始予定日（課金開始日）」から5年経過した本機器等
- ・クレピコ事業者の定める設置環境条件に反したことにより生じた故障
- ・クレピコ事業者の事前の承諾なしに、クレピコ事業者又はクレピコ事業者の代行者以外の第三者により修理、調整、改造又は改変がなされたために生じた故障
- ・他社製品と組み合わせて使用した場合に、その組合せ自体又は他社製品に原因がある故障。
- ・クレピコ事業者所定の設置基準書、仕様書、マニュアル等に定める操作手順、点検、オペレータメンテナンスその他の使用要項に反したことにより生じた故障
- ・加盟店の故意又は過失により生じた故障（外装ケースの損傷、外装ケース開封の痕跡が認められる場合、水没などを含むがそれに限らない）
- ・天災、事変その他不可抗力による故障

第4条（無償・有償交換の判断）

無償交換または有償交換の判断は、クレピコ事業者の担当窓口が、加盟店の担当者からの故障発生時の状況報告等により判断するものとし、有償となる場合は、診断後に加盟店にその旨を伝えるものとします。但し、外装ケースの損傷、水没あるいは外装ケース開封の痕跡等が認められる場合、故障発生時の状況にかかわらず、有償交換とします。

第5条（提供期間）

本保守サービスの提供期間は、別紙に記載するものとします。

第6条（保守料・修理費用の支払い）

- 加盟店は所定の保守料を申し込み時にクレピコ事業者に支払うものとします。
- 加盟店は有償交換の費用を、クレピコ事業者が別に定める期日に所定の方法で支払うものとします。
- クレピコ事業者はいかなる場合であっても、加盟店から受領した保守費用を加盟店に返還しないものとします。
- クレピコ端末の送付にかかる送料は、無償交換・有償交換の如何に係わらず発送者負担とします。

第7条（本規約の改定）

クレピコ事業者は、本規約の内容をいつでも改定することができるものとします。クレピコ事業者は、本規約を改定する場合には、改定した新規約を加盟店に送付するものとし、加盟店がその送付を受けた後において、クレピコ端末を使用した場合には、加盟店は、新規約を承認したものとみなします。

第8条（遅延損害金）

加盟店は、修理料金その他の債務（遅延利息を除きます）について支払い期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞損害金としてクレピコ事業者が定める期日までに支払うものとします。またクレピコ事業者から加盟店に対しての督促より相当の期間をおいてもなお支払いが行われなかった場合は、本保守サービスの契約を解除し事前の予告無しに次の手立てを取ることができるものとします。

- 当該クレピコ端末の利用停止処置の実施
- クレピコ事業者保有の加盟店に対する売掛債権の第三者への譲渡

第9条（契約の解除）

- クレピコ事業者は、加盟店が次の各号のいずれかに該当または該当しているとみなされる時は何らの事前の催告・通知なしで本保守サービス契約の解除を行うことができるものとします。
 - 加盟店が、本規約上の義務を怠り又は本規約もしくはクレピコ端末設置使用規約に違反した場合
 - 加盟店の信用状態が著しく悪化した場合、又はその恐れがあると認められる相当の事由がある場合

- (3) 加盟店と当該クレピコ端末を導入する際に契約した金融機関等との契約が解除された場合
 - (4) その他、クレピコ事業者が本保守サービスの提供を不適当と認めた場合
2. 加盟店は、当該クレピコ端末の使用期間中は、本保守サービス契約を解除しないものとします。但し、クレピコ事業者が提供する別の保守サービスの提供を受ける場合はこの限りでないものとします。

第 10 条（問合せ窓口）

本規約についてのお問い合わせ又はご相談は、下記のヘルプデスクまでお願いします。

セイコーソリューションズ株式会社 クレピコ・ヘルプデスク

〒261-8507 千葉県千葉市美浜区中瀬 1-8

電話番号：0120-989-905 FAX：043-211-1673

第 11 条（協議事項）

加盟店とクレピコ事業者との間で、本規約に定めのない事項が生じた場合は、加盟店及びクレピコ事業者で協議の上、解決するものとします。

第 12 条（権利義務の譲渡禁止）

加盟店は、クレピコ事業者の事前の書面による承諾を得ることなく、本規約に基づく権利又は本規約上の地位の全部または一部を、第三者に譲渡し、担保に供しもしくはその処分をしてはならず、また、本規約に基づく義務の全部又は一部を第三者に譲渡または履行させてはならないものとします。

第 13 条（合意管轄）

本規約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別紙

| | クレピコ端末 | 保守期間 |
|----|---------|-----------------------|
| 1. | AT-P100 | 利用開始予定日（課金開始日）から 5 年間 |

(2025.12)